

日経株価指数 300 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経株価指数 300」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2023年10月2日作成)

1：考え方

日経株価指数 300（日経 300）は、1993 年 10 月に「より少ない銘柄で市場の実勢を的確に表す」ことを目的に開発、公表を開始した指数です。1982 年 10 月 1 日を 100 とした時価総額型の指数で、1994 年 1 月 31 日以降は 1 分ごと、2010 年 1 月 4 日からは 15 秒間隔での算出でしたが、2017 年 7 月 18 日からは 5 秒間隔で算出されています。

構成銘柄は、東京証券取引所プライム市場上場銘柄から、流動性、業績などを考慮の上、市場代表性、業種代表性に基づいて選定しています。原則として、各業種のうち時価総額の大きな銘柄で構成し、年 1 回定期的に銘柄を見直すことで市場環境の変化に対応しています。

2：銘柄管理

（1）基本事項

日経株価指数 300 は市場環境の変化に対応するため、以下の方法で構成銘柄の入れ替えを行います。

この基準は 2002 年 2 月 1 日から適用しています。なお本基準は、市場の動向をよりの確に反映するために、今後発生する市場環境や経済実態の変化、あるいは法規制の変更などに伴って、所要の改定を加えることがあります。

（2）母集団の選定

東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち、以下の各基準のいずれかに抵触する銘柄を除外し、残りの銘柄集団を市場母集団とします。

- ① 値付き率が東証プライム市場銘柄全体の中で著しく低位
- ② 売買高が東証プライム市場銘柄全体の中で著しく低位
- ③ 売買回転率が東証プライム市場銘柄全体の中で著しく低位
- ④ 東証プライム市場銘柄全体で最近 2 年間の各年の売買回転率ランキングをとった場合、その順位が上位または下位に急激に変動
- ⑤ 上場会社が相当の期間、連続して無配
- ⑥ 上場会社が相当の期間、連続して経常赤字
- ⑦ 上場会社が連続して債務超過

（3）定期見直し

毎年 9 月に定期見直し作業を行い、原則として 10 月初めに除外・補充を実施します。見直しの結果、除外・補充が発生しない場合もあります。

選定時に東証上場後 2 年を経過していない銘柄は原則として補充候補にしません。また、除外・補充の銘柄数に制限はありません。

定期見直しの際は、まず上記の母集団の選定を行ったあと 1. 候補銘柄選定、2. 調整の 2 つの過程で除外・補充銘柄を選定します。

1. 候補銘柄選定

以下の各規定に該当する銘柄を除外・補充候補銘柄とします。

- ①母集団の選定により、当年の母集団に含まれなくなった銘柄は除外します。
- ②前年からの母集団全体の時価総額（過去3年平均）の増加への貢献度の高い銘柄（時価総額の増加幅の大きな銘柄）を追加します。
ただし、業種内での時価総額構成への寄与度（業種内での時価総額ウェイト）が低い銘柄はこの限りではありません。
- ③前年の指数構成銘柄のうち、当該業種内での時価総額構成への寄与度が相対的に低くなった銘柄は除外します。
- ④前年の非構成銘柄のうち、当該業種内での時価総額構成への寄与度が相対的に高くなった銘柄を追加します。

なお、業種分類は日経業種中分類（36業種）によっています。

2. 調整過程

上記の候補銘柄選択で、除外銘柄と補充銘柄が同数とならない場合には、全体で300銘柄とするため以下の処理を行います。

- ①銘柄数が300に不足する場合は、母集団の業種別時価総額に照らして、捕捉率（業種別時価総額合計に対する選定銘柄の時価総額合計の比率）の低い業種について、時価総額の大きい銘柄から補充します。
- ②銘柄数が300を超える場合には、業種別時価総額構成への寄与度の低い銘柄から順次除外します。

（4）臨時入れ替え

<除外の実施事由>

次の事由に該当するものは構成銘柄から除外します。

- ① 整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定
- ② 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ③ プライム市場以外の市場への異動

なお、監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしません。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不相当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがあります。

<銘柄の補充方法>

前項に該当する除外銘柄が発生した場合は、母集団の業種別時価総額に照らし、捕捉率の低い業種の時価総額の大きい銘柄から補充することを原則とします。

ただし、会社の合併・再編などに伴う銘柄除外に該当する事由が、「定期的見直し」に近接する時期に発生することが予定されている場合は、その都度、この方法に基づいた補充銘柄の選定を実施せず、定期的見直しによる入れ替え銘柄選定手続きの中に包含して補充銘柄を選定することがあります。

<入れ換え実施時期>

除外事由ごとに以下のとおり入れ替えを実施することを原則とします。いずれの場合も実施日はその都度発表します。

- ・「整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定」の場合は、指定日から「5営業日後」
- ・「被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止」および「プライム市場以外の市場への異動」の場合は、除外事由の発生日。ただし、企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合は、原則として採用する銘柄の上場日に入れ替えます。
- ・監理銘柄に指定され、後日、採用を継続する事が著しく不相当と認められるに至った銘柄を除外する場合は、原則として2週間程度前に発表したうえで入れ替えを実施します。なお、当該銘柄がその後に整理銘柄指定された場合も、事前に発表した入れ替え日は変更しません。

(5) 特記事項

<補充・採用銘柄の特例>

企業再編形態の多様化を鑑み、以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施します。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行います。

- ① 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証プライム上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証プライム市場に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とします。
 - ・被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - ・株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
- ② 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が東証プライム市場上場を継続する場合は、主たる事業の継承会社を原則として継続採用します。

<銘柄入れ替え実施方法の特例>

上記「定期見直し」、および「臨時入れ替え」のいずれを適用する場合も、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、日経株価指数300の構成銘柄数である300銘柄を維持することを原則としますが、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、300銘柄に満たない銘柄を対象として日経株価指数300を算出することがあります。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、基準時価総額を変更し、指数としての継続性を維持します。

<採用・除外銘柄の決定>

除外・補充銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得た上で、日本経済新聞社が決定し、発表します。

3：指数の計算

(1) 基本事項

- ・時価総額ウェイト方式の株価指数
- ・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで。単位はポイントとします。
- ・1982年10月1日の値を100とします。
- ・指数は東証の株価を利用し、東証の立会時間中に5秒間隔で算出。(寄り付きの5秒後から算出開始)

(2) 算式

以下の算式に従って、算出します。

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時点の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

$$\text{算出時点の時価総額} = \sum \{ \text{株価} \times \text{株式数} \}$$

※株式数は、政府保有分を除く、当日時点での発行済み株式数

(3) 株価

価格採用の優先順位は、以下のとおり。

1. 特別気配または連続約定気配（最終特別気配または最終連続約定気配）
2. 現在値（終値）
3. 基準価格

基準価格は、権利落ち理論値、前日の特別気配または連続約定気配、前日終値の優先順で採用された値で、この採用基準は日経平均株価と同じです。カッコ内は引け後時点での場合です。なお、企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を上場日に採用する場合の当該銘柄の採用初日の基準価格は、上場廃止となる銘柄の最後の日経株価指数300終値算出に用いた株価に統合比率等を勘案した値とします。

(4) 基準時価総額の修正

市況変動によらない時価総額の増減については、連続性を維持するために、その発生の都度、基準時価総額を修正します。

<修正対象事由>

- ① 銘柄入れ替え（除外・補充）
- ② 以下の事由による株式数の異動

- ・株主割当有償増資
- ・公募・第三者割当増資
- ・合併・株式交換
- ・転換社債・優先株の転換
- ・自己株式の消却
(株式分割、株式併合、減資は対象外)

<修正時点>

- ① 銘柄入れ替えはその当日
- ② 株主割当有償増資は権利落ち日
- ③ 公募・第三者割当増資は払込日の翌日
- ④ 合併・株式交換は効力発生日
- ⑤ 転換社債・優先株の転換は東証の所報で発表された日の翌日
- ⑥ 自己株式の消却は効力発生日（消却日）

<修正方法>

以下の式による値を当日以降の基準時価総額とします。

$$\begin{array}{r}
 \text{修正後の} \\
 \text{基準時価総額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{修正前日の} \\
 \text{基準時価総額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{r}
 \text{修正前日の} \\
 \text{時価総額}
 \end{array} + \text{修正額合計}}{\text{修正前日の時価総額}}$$

修正額合計は採用銘柄毎の修正額の合計値です。各修正額は、その発生事由により次のように求めます。

事由	修正額算出式
補充	+ 前日採用価格 × 株式数
除外	- 前日採用価格 × 株式数
第三者	+ 払込金 × 第三者割当による増加株数
有償	+ 払込金 × 有償による増加株数
公募	+ 公募価格 × 公募による増加株数
合併・株式交換	+ 前日採用価格 × 合併・交換による増加株数
配当	修正なし
転換	+ 前日採用株価 × 転換による増加株数
株式分割・併合	修正なし

4：その他

(1) 利用許諾

「日経株価指数 300」は日経の知的財産であり、同指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は日経が有しています。このため、「日経株価指数 300」の一部または全部を利用した先物・オプションなどの金融派生商品の提供、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供など、「日経株価指数 300」の一部または全部を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要となります。

(2) 免責

「日経株価指数 300」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出されます。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがあります。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがあります。

「日経株価指数 300」の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがあります。また、日経は、「日経株価指数 300」がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、「日経株価指数 300」等の算出において、数値に誤謬が発生しても、日経は一切その責任を負いません。

資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負いません。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

発行日	変更内容
2011年12月30日版	初版
2016年4月1日版	「3：指数の計算」の「(4) 基準時価総額の修正」に第三者割当増資や合併・交換、自己株式の消却時の取り扱いなどを追記、修正
2017年7月18日版	算出間隔の短縮(5秒間隔)に伴い、「1：考え方」および「3：指数の計算」の「(1) 基本事項」を修正
2020年6月15日版	・「2：銘柄管理(4) 臨時入れ替え」の<除外の実施事由>ならびに<入れ替え実施時期>を修正。 ・「2：銘柄管理(5) 特記事項」の<銘柄入れ替え実施方法の特例>の例示を一部削除。
2022年4月4日版	選定の母集団を東証1部から東証プライム市場に変更することに伴い、「1：考え方」、「2：銘柄管理」の「(2) 母集団の選定」、「(4) 臨時入れ替え」および「(5) 特記事項」の一部記述を修正
2023年10月2日版	・「2：銘柄管理(4) 臨時入れ替え」の<入れ換え実施時期>に、新規上場会社を採用する場合について追記。 ・「3：指数の計算(3) 株価」に、新規上場会社を採用する場合の基準価格の取り扱いについて追記。